

項目	番号	質 問	回 答
証 明 書 類 の 提 出 に つ い て	1	法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）とありますが、履歴事項全部証明書の提出でよろしいでしょうか？	履歴事項全部証明書で差し支えありません。
	2	直近過去2年度の国税（法人税・消費税・地方消費税）の納税証明書（その1及びその3の3）の提出が求められていますが、法人税・消費税及び地方消費税については「その3の3未納がない証明」でよろしいでしょうか。 なお、「その1」も提出の場合、「その1」に未納がない証明の表示があるため「その3の3」は提出しなくても支障ありませんでしょうか？	「その1」は納税額等の証明、「その3の3」は未納税額のないことの証明のため、「その1」及び「その3の3」の提出をお願いします。
	3	市町村民税（法人市町村民税）・固定資産税・軽自動車税とありますが、本社所在地の納税証明書の提出でよろしいでしょうか？	本社所在地の納税証明書をお願いします。
	4	軽自動車税とありますが、弊社では納税義務はありません。提出時には納税義務がない旨の書類作成は必要でしょうか。	納税義務がない旨の書類の提出をお願いします。 (任意様式)

点 検 業 務 に つ い て	5	本施設の規模となると、電話交換機設備があると思われますが、点検仕様などの記載がないため、自治体で実施されるという認識でよろしいでしょうか？	仕様に記載がありませんが、電話交換機設備の保守点検については指定管理者で実施をお願いします。
	6	雨水貯留槽施設がございますが、雨水貯留槽の清掃について、清掃仕様などの記載がないため、自治体で実施されるという認識でよろしいでしょうか？（一般的には2年に1回程度実施されることが多いと思われます。）	仕様に記載がありませんが、雨水貯留槽の清掃については指定管理者で2年に1度実施をお願いします。
	7	受水槽清掃が年2回実施の仕様となっております。法的には年1回以上の清掃実施となりますが、年2回実施が必須という認識でよろしいでしょうか？	受水槽清掃については年2回必須ではなく、年1回以上の清掃を実施してください。
	8	<p>レジオネラ菌検査が、年2回実施と、備考欄に「雨水沈砂槽・雨水沈殿槽・雨水貯留槽」と記載されておりますが、雨水沈砂槽で1検体、雨水沈殿槽で1検体、雨水貯留槽で1検体の合計3検体を年2回検査するという認識でよろしいでしょうか？</p> <p>それとも、雨水槽から直接検体を採水すると、滅菌されていないため、レジオネラ菌が検出されることとなるため、採水は、雨水が散水される散水栓からの1検体の検査を年2回検査する認識でよろしいでしょうか？</p> <p>あと、雨水が散水されている散水栓で年6回大腸菌・濁度測定を実施されていることおよび、雨水の散水栓では、水を周囲（空气中）にミスト状に撒くことができないため、レジオネラ菌検査を省くことは許されるのでしょうか？</p>	散水目的の雨水槽のためレジオネラ菌検査は省略可能です。